

横浜市立高等学校における不適切な経理処理について

1 概要

横浜市立戸塚高等学校定時制において、経理事務を担当していた職員が平成27年度から令和元年度にかけて、高等学校授業料（以下「授業料」という）の未還付や受領した授業料の横浜市への未納付などの不適切な経理処理を行っていたことが判明しました。

また、修学旅行積立金など学校が保護者から徴収する現金（以下「校納金」という）についても、精算額の計算ミスや未返金などの不適切な経理処理を行っていました。

2 不適切経理の内容

令和2年度に配属された事務職員が前任者の経理処理に問題があることを発見し、学校と所管課が書類の確認及び当時の担当者や副校長に対するヒアリングを行った結果、次のとおり不適切経理が判明しました。なお、書類調査やヒアリングでは、職員による私的流用は確認されておりません。

また、令和3年10月に、他の市立高校について、同様な状況がないか確認したところ、適正に経理処理されていました。

(1) 授業料

No.	内容	対象者	金額
①	授業料の未徴収	18人	375,300円
②	還付すべき授業料の未返金	8人	62,100円
③	学校が受領した授業料の市への未納付	13人	207,900円
④	就学支援金についての県への報告漏れ	1人	10,800円
⑤	学校から市への納付で内訳が不明	5人	70,200円

(2) 校納金（修学旅行積立金など保護者から徴収する現金）

No.	内容	対象者	金額
①	退学等により精算した校納金が未返金	10人	141,774円
②	卒業時精算において計算誤りにより過少な金額の返還	77人	28,784円
③	校納金の未徴収	2人	3,610円
④	卒業時精算において計算誤りにより過大な金額の返還	173人	51,633円

※ 調査の結果、書類不備のため明確にできなかった部分があり、一部推計を含みます。

3 今後の対応

(1) 授業料について

調査によって明確になったものについては事情を説明し徴収の手続きをとり、また、返金、納付等の手続きを進めます。

- 2(1)表中、①のうち1人分 24,300円の徴収
- ②のうち6人分 45,900円の返金
- ③のうち9人分 186,300円の納付
- ④の1人分 10,800円の修正（案件を報告済み）

*上記以外の、①の17人分 351,000円、②の2人分 16,200円、③の4人分 21,600円については、書類不備のため明確にできず、徴収や返金の手続きを行うことはできません。

(2) 校納金について

校納金は教育活動において保護者等に負担をいただいている経費のため、学校がPTA等保護者と相談のうえ対応を進めます。

4 原因

- (1) 経理事務全般を事務職員に任せており、学校管理職（校長代理、副校長）による指導監督が十分ではありませんでした。
- (2) 学校の事務職員3名のうち1名が休職（平成29年度から令和元年度まで）しており、2名体制で事務を執行する状態となっていたため、経理事務の検査体制が不十分でした。
- (3) 授業料が未納の場合の取扱いについて、マニュアルが整備されていませんでした。

5 再発防止策

- (1) 戸塚高等学校定時制での対策
 - ア 月2回、管理職、事務職員、教員がミーティングを実施し、授業料・校納金の出納状況等の情報を共有し、未納や未徴収等があれば直ちに対応します。
 - イ 予算執行に係る年間スケジュールを作成し、学校管理職がスケジュールを把握したうえで経理事務の執行を管理します。
 - ウ 校納金の執行については、事務職員だけでなく、関係する教員も一部の事務を担います。また、実施されていなかったPTA役員による監査を毎年実施します。
- (2) 教育委員会事務局の対策
 - ア 授業料事務の手引きを作成し、未納などが生じた場合の事務手順を明確にしました。
 - イ 戸塚高校（全日制）の事務長が、定時制の授業料・校納金事務にも関わる体制に見直し、チェック体制を強化します。

6 戸塚高等学校定時制校長代理のコメント

経理事務に対する学校管理職の管理監督意識が希薄であったため、事務職員の不適切な経理処理を見逃し続けた結果、このような案件が生じてしまい誠に申し訳ございません。今後は、学校が一丸となって、再発防止に努めてまいります。

お問合せ先			
授業料について	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	須山 次郎	Tel 045-671-3239
校納金について	教育委員会事務局総務課長	大塚 尚子	Tel 045-671-3223